

施行規則第12条第37項の規定による確認書

番 号  
年 月 日

会社所在地  
会社名  
代表者の氏名

殿

都道府県知事 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第12条の規定に係る 年 月 日付けの別添の報告については、下記の通り施行規則第12条第37項の確認をします。

記

1 確認を受けた報告者について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種贈与認定個人事業者	<input type="checkbox"/> 第二種贈与認定個人事業者
	<input type="checkbox"/> 第一種相続認定個人事業者	<input type="checkbox"/> 第二種相続認定個人事業者
確認を受けた受贈者（相続人）の氏名		

2 確認をした内容について

- 施行規則第12条第1項の報告に係る確認（経営承継贈与に係る年次報告）
- 施行規則第12条第3項の報告に係る確認（経営承継相続に係る年次報告）
- 施行規則第12条第5項の報告に係る確認（経営承継贈与に係る随時報告）
- 施行規則第12条第7項の報告に係る確認（経営承継相続に係る随時報告）
- 施行規則第12条第9項の報告に係る確認（合併に係る報告）
- 施行規則第12条第10項の報告に係る確認（株式交換に係る報告）
- 施行規則第12条第11項の報告に係る確認（経営承継贈与に係る臨時報告）
- 施行規則第12条第31項の報告に係る確認（経営承継贈与に係る随時報告）
- 施行規則第12条第33項の報告に係る確認（経営承継相続に係る随時報告）

（備考）

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- ② 報告書の写しを添付する。

- ③ 本様式における第一種特別贈与（相続）認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者、第二種特例贈与（相続）認定中小企業者、第一種贈与（相続）認定個人事業者又は第二種贈与（相続）認定個人事業者について準用する。
- ④ 施行規則第12条第9項又は第10項の規定に係る報告について、施行規則第12条第37項の確認を受けた場合には、第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）の地位を承継した報告者が、施行規則第9条第2項（第3項）各号（報告者が吸収合併存続会社等である場合にあっては施行規則第10条第10項（第11項）の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあっては施行規則第11条第10項（第11項）の規定による読替え後のもの）に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、当該第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）に係る認定は取り消されることがある。
- ⑤ 施行規則第12条第9項又は第10項の規定に係る報告について、施行規則第12条第37項の確認を受けた場合には、第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）の地位を承継した報告者は、承継前の第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）が受けた認定に係る贈与申告期限（相続申告期限）から5年間、当該贈与申告期限（相続申告期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに、施行規則第12条第1項（第3項）各号（報告者が吸収合併存続会社等である場合にあっては施行規則第10条第10項（第11項）の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあっては施行規則第11条第10項（第11項）の規定による読替え後のもの）に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（記載要領）

申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。